

徳島大学大学院創成科学研究科理工学専攻における国際連携大学院プログラムに関する細則

令和2年4月1日
大学院創成科学研究科理工学専攻長制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学大学院学則第9条の5の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科理工学専攻（以下「理工学専攻」という。）と外国連携大学院が行う国際共同学位プログラム（以下「国際連携大学院プログラム」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「外国連携大学院」とは、理工学専攻と共同学位プログラム（ダブル・ディグリー・プログラム）に関する覚書を締結した外国の大学院をいう。
- (2) 「国際連携大学院プログラム」とは、理工学専攻及び外国連携大学院で修得した単位を両大学が認定することで、修了時に両大学の学位取得が可能となる制度をいう。
- (3) 「派遣学生」とは、理工学専攻に入学後、外国連携大学院に入学する学生をいう。
- (4) 「受入学生」とは、外国連携大学院入学後、理工学専攻に入学する学生をいう。

第2章 派遣

(派遣学生の入学)

第3条 外国連携大学院への派遣を希望する学生は、当該外国連携大学院の入学試験を受け、入学するものとする。ただし、入学試験を受けるにあたり、指導教員の了解のもと、理工学専攻国際連携教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の許可を得るとともに、徳島大学大学院創成科学研究科理工学専攻における留学に関する要項（以下「留学要項」という。）第3条及び第4条に準じた手続きを行うものとする。

2 理工学専攻の入学試験に合格し、入学前である者については、前項の規定を準用する。この場合において、「当該外国連携大学院の入学試験を受け、入学するものとする。」とあるのは「当該外国連携大学院の入学試験を受け、理工学専攻入学後に入学するものとする。」と、「指導教員の了解のもと」とあるのは「希望指導教員の了解のもと」と読み替えるものとする。

(派遣学生の単位認定)

第4条 派遣先での単位を理工学専攻にて認定することを希望する学生は、派遣前に所属するコースの教務委員に相談した上で、留学要項第7条第1項に規定する手続きを行うものとし、申請のあった単位の認定については、同条第2項及び第3項に準じて取り扱うものとする。

(派遣学生の学位審査)

第5条 派遣学生の学位審査等については、徳島大学大学院創成科学研究科学学位規則実施細則（以下「実施細則」という。）及び当該外国連携大学院の規則に基づいて行うものとする。

第6条 前条の規定にかかわらず、派遣学生の学位論文の提出等に関しては、実施細則第2条の2の規定に基づき、次の各号に定めるとおり取り扱うことができる。

- (1) 派遣学生の学位論文の提出時期は、外国連携大学院への学位申請と同時期に行うものとする。ただし、理工学専攻長が必要と認めたときは、この限りでない。
- (2) 派遣学生は、理工学専攻及び外国連携大学院の指導教員の合同の指導のもと、学位論文を作成する。

- (3) 派遣学生は、ポートフォリオ及びeラーニング等を利用し、理工学専攻及び外国連携大学院の修了要件を満たすものとする。

第3章 受入

(受入学生の入学)

第7条 受入学生は、外国連携大学院の推薦により、理工学専攻国際連携大学院プログラムの入学試験を受け、入学するものとする。

2 入学時期は、毎学年の初め及び後期の初めとする。

3 入学試験の実施方法については、運営委員会で審議の上、理工学部入学試験委員会を経て、理工学専攻教授会で承認を受けなければならない。

(受入学生の修了要件及び単位認定)

第8条 受入学生の修了要件は、大学院創成科学研究科規則（以下「規則」という。）並びに理工学専攻履修細則の規定に準じるものとする。

2 受入学生が外国連携大学院において修得した単位の認定を希望する場合は、規則第15条を準用し手続きを行うものとする。

(受入学生の学位審査)

第9条 受入学生の学位審査については、実施細則及び当該連携大学院の規則に基づいて行うものとする。

第10条 前条の規定にかかわらず、受入学生の学位論文の提出等に関しては、実施細則第2条の2の規定に基づき、次の各号に定めるとおり取り扱うことができる。

(1) 受入学生の学位論文の提出時期は、外国連携大学院への学位申請と同時期に行うものとする。ただし、外国連携大学院に在籍する期間中に理工学専攻の学位を取得可能な場合で、理工学専攻長が必要と認めるときは、この限りでない。

(2) 受入学生の学位論文は、原則として英語で作成するものとする。

(3) 受入学生は、理工学専攻及び外国連携大学院の指導教員の合同の指導のもと、学位論文を作成する。

(4) 派遣学生は、ポートフォリオ及びeラーニング等を利用し、理工学専攻及び外国連携大学院の修了要件を満たすものとする。

第4章 雑則

第11条 この内規に定めるもののほか、国際連携大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。